

平成30年3月19日
西日本高速道路株式会社
関 西 支 社

指名停止措置について

1. 指名停止業者：株式会社横河ブリッジ
住所：千葉県船橋市山野町27
2. 指名停止期間：平成30年3月19日から平成31年3月18日まで（12ヶ月）
3. 指名停止措置対象地域：地域1

4. 事実概要

本件は、関西支社発注の「新名神高速道路 有馬川橋（鋼・PC複合上部工）工事」において、平成28年4月22日、架設中の鋼桁（約120m、約1350t）を約13mの高さから国道176号線上に落下させ、工事関係者に2名の死亡者、8名の負傷者を出し、国道176号に2ヶ月余りにわたる通行止めを発生させたもの。

5. 指名停止措置理由

安全管理措置の不適切により公衆損害事故及び工事関係者事故を発生させたことは、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年11月30日付要領第96号）」別表第1第5号及び第7号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領別表第1

措 置 要 件	地域及び期間
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から1月以上 6月以内
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上 4月以内

(指名停止の期間の特例)

第4条

- 4 財務担当取締役は、有資格者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。

○問合せ先：西日本高速道路株式会社 関西支社 総務企画部 経理課

地域区分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
5	東京都

- ※1 地域2にかかる部分を除く。
※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。
※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。
※4 地域1にかかる部分を除く。
※5 地域4にかかる部分を除く。
※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。